

介護老人保健施設 吹田徳洲苑
「指定短期入所療養介護
〔指定介護予防短期入所療養介護〕」事業運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人 徳洲会が設置する介護老人保健施設 吹田徳洲苑（以下「事業所」という。）において実施する指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定短期入所療養介護の提供に当たって、利用者が要介護状態となった場合においても、心身の状況、病歴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たって、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより、利用者の介護予防及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより、利用者の介護予防及び療養生活の質の向上及び心身機能の回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 7 指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業所へ情報提供を行う。

- 8 前7項のほか、指定短期入所療養介護においては、吹田市介護保険法施行条例（平成25年吹田市条例第7号）第3条に定める指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を遵守し、事業を実施するものとする。

指定介護予防短期入所療養介護においては、吹田市介護保険法施行条例（平成25年吹田市条例第7号）第5条に定める指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 医療法人 徳洲会 介護老人保健施設 吹田徳洲苑
- (2) 所在地 大阪府吹田市千里丘西 21-1

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 本事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 医師 1.60 名以上
医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (2) 薬剤師 0.60 名以上
薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、事業所で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対して服薬指導を行う。
- (3) 看護職員 16.00 名以上
看護職員は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、看護及び介護を提供する。
- (4) 介護職員 37.00 名以上
介護職員は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、看護の補助及び介護を提供する。
- (5) 栄養士または、管理栄養士 1.00 名以上
栄養士または、管理栄養士、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- (6) 理学療法士
理学療法士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成すると共に、リハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (7) 作業療法士
作業療法士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成すると共に、リハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (8) 言語聴覚士
言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成すると共に、リハビリテーションの実施に際し指導を行う。
(6) 理学療法士、(7) 作業療法士、(8) 言語聴覚士 実人数合計 1.60 名以上
- (9) 事務職員 2.00 名以上
必要な事務を行う。

(指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕の利用定員)

第5条 事業所の利用定員は、1 日 当該日の介護保健施設サービスの定員数(159名)より実利用者数を差し引いた数とする。

(指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕の内容)

第6条 指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕の内容は、次のとおりとする。

- (1) 医療及び看護
- (2) 医学的管理下における介護（入浴、排泄、オムツの取替え、着替え等の介助、その他日常生活のお世話）
- (3) 食事の提供
- (4) 栄養管理
- (5) 機能訓練
- (6) 相談及び援助
- (7) 送迎

(利用料等)

第7条 指定短期入所療養介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所療養介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）によるものとする。

2 指定介護予防短期入所療養介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定介護予防短期入所療養介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）によるものとする。

3 食事の提供に要する費用については、次の金額を徴収する。

朝食 295 円／回、昼食 550 円／回、おやつ 50 円／回、夕食 550 円／回

4 滞在に要する費用については、次の金額を徴収する。

従来型個室 1,728 円／日、多床室 437 円／日

5 その他、日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものの実費について徴収する。

6 第4項及び第5項の費用について、介護保険法施行規則第83条の6〔第97条の4〕の規定により、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあつては、当該認定証に記載されている負担限度額と第4項及び第5項に掲げる費用の額に基づいて実際に支払った額と比較して、どちらか低い方の額とする。なお、第5項について、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（厚生省告示第21号）により従来型個室の入所者が多床室に係る当該費用の額を算定する者にあつては、多床室の費用の額の支払いを受ける。

- 7 前8項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又その家族に対して利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 8 指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。
- 9 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。
- 10 法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の送迎の実施地域は、吹田市・摂津市・茨木市の区域とする。

（衛生管理等）

- 第9条 事業所は、指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕を提供する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。
- 2 指定短期入所療養介護事業所〔指定介護予防短期入所療養介護〕において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - （1）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - （2）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - （3）事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（施設利用に当たっての留意事項）

第10条 居室、共用施設、敷地その他の利用に当たっては、本来の用途に従って、妥当かつ適切に利用するものとする。

（緊急時等における対応方法）

- 第11条 事業所は、指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講じることともに、管理者に報告する。
- 2 事業所は、利用者に対する指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。

- 4 事業所は、利用者に対する指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

- 第12条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（苦情処理）

- 第13条 事業所は、指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕の提供に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕に係る利用者及びその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

- 第14条 事業所は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又はその家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

- 第15条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。
- （1）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- （2）虐待防止のための指針を整備する。
- （3）虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体的拘束等)

第16条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携等)

第18条 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との連携に努める。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第19条 事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第20条 事業所は、全ての短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内

(2) 継続研修 年2回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、適切な指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 事業所は、指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕に関する諸記録を整備し、短期入所療養介護〔介護予防短期入所療養介護〕計画の記録については当該計画に基づく指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕の提供を終了した日から、その他の記録については当該記録を作成し、又は取得した日から5年間は保存するものとする。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人 徳洲会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和7年8月1日から施行する。